

特定秘密保護法 Q&A

Q1. 特定秘密保護法が必要とされる理由は何ですか？

A. グローバル・スタンダードに沿った情報管理のルールを確立。

安全保障上の重要機密情報を適正に管理するとともに、諸外国との間で重要機密情報を共有することができる環境を整えます。

- これまで安全保障上の重要機密情報を管理する法的なルールがありませんでしたが、特定秘密保護法により、しっかりとした情報管理のルールを定めます。
- また、諸外国との間で安全保障上の重要機密情報を共有するためには、しっかりとした秘密保護のルールを整備し、“情報提供しても大丈夫”と信頼してもらうことが大前提。米・英・独・仏といった諸外国は、既に、厳格な秘密保護のルールを整備しています。
- 今後、万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が起きた場合でも、諸外国との間で安全保障上の重要機密情報を共有し、各国と連携して対応していくことが期待されます。



出典：首相官邸HP(http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201404/24usa.ht)

コラム① 米国の秘密保護制度との比較

- 秘密の範囲 … 米国では、安全保障情報が秘密の対象(経済的事項も含まれます。)
→ 特定秘密保護法では、安全保障情報の一部に限定。
- 指定の期間 … 米国では、75年以上秘密指定することが可能。
→ 特定秘密保護法では、一部の情報を除いて60年以上の指定は不可。
- 罰則の上限 … 米国における漏えいしたときの罰則の最高刑は、死刑。
→ 特定秘密保護法における漏えい罪の罰則の最高刑は、懲役10年。

Q2. 国民の知る権利が侵害されませんか？

A. 特定秘密に指定される情報は、今までも秘密とされていた情報の一部であり、国民の知る権利は、これまでどおり、しっかりと確保されます。

- 特定秘密に指定されるのは、今までの秘密のうち、3要件(※1)を満たす情報のみ。国民の皆様にご伝えるべき情報が特定秘密に指定されることはありません。

(※1)指定の3要件

- ① 法律や運用基準に規定された4分野55項目(Q3参照)に該当すること
- ② 公になっていないこと
- ③ 特に秘匿する必要があること

これまでの秘密

特定秘密

- 例えば、暗号や衛星写真等が指定されます。
- 原発事故情報や政府の違法行為を指定することはできません。

- 特定秘密保護法が施行されても、情報公開制度や公文書管理制度の枠組みは変わりません。

- ・ 誰でも情報公開請求することができます。
- ・ 歴史的な価値のある文書は、国立公文書館等できちんと保管・利用されます。



国立公文書館(東京都千代田区)

Q3. 秘密の範囲が曖昧ではありませんか？

A. 今まで”何が秘密か”明らかではありませんでしたが、特定秘密保護法により、重要機密情報の範囲が明確になります。

➤ 特定秘密に指定することができる事項(4分野(※2)55項目)は、法律や運用基準にしっかりと規定されています(例：自衛隊の潜水艦や航空機の性能)。

(※2)①防衛、②外交、③特定有害活動(いわゆるスパイ活動等)、④テロリズムの防止

Q4. 政府が勝手に秘密指定することをどうやって防止するのですか？

A. 政府による恣意的な秘密指定を防ぐ仕組みが設けられています。

➤ 有識者の意見を踏まえて作成した運用基準において、

- ・ 秘密の指定等に関する詳細なルール
- ・ 拡張解釈の禁止や国民の知る権利の尊重等の基本的な考え方
- ・ 「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って指定する」という大原則等が定められました。

➤ さらに、国会における審議を経て、今までなかった国会や有識者によるチェック体制が確立され、内閣府にチェック機関「独立公文書管理監」も新設されます。
不適切な指定等があった場合に職員等が通報することができる仕組みもできました。

コラム② 特定秘密保護法の運用基準

○ 特定秘密保護法の運用基準は、情報保全諮問会議(座長：渡辺恒雄読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆)の委員の意見を踏まえて作成しました。

○ 1ヶ月間にわたり、国民の皆様から、運用基準案に対する御意見を募集しました。

寄せられた意見を600項目に整理し、有識者の意見を踏まえて27箇所を修正しました。

取り入れられなかった意見にも丁寧に回答し、公表しています。

(参考：内閣官房HP <http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/ikenboshu.html>)



出典：首相官邸HP(http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201409/10johohozen.html)

Q5. 特定秘密を知ろうとすると処罰されるのですか？

A. 処罰されるのは、特定秘密を漏らした公務員や、外国の利益を図る目的で特定秘密を不正な方法により取得した者等に限られます。

➤ 通常の取材行為は正当な業務であり、処罰されることはありません。このことは、法律にしっかりと明記されています。

➤ 一般の方が処罰の対象になることは通常ありません。仮に、一般の方がたまたま特定秘密を知り、それを他の人に話したとしても、処罰されることはありません。